

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言」解除に伴う  
幼稚園、小・中学校の対応に係る基本方針の運用について

令和3年10月1日  
深谷市教育委員会

1 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

2 園児、児童生徒の感染防止対策の徹底について

(1) 園児、児童生徒の健康観察について

- ・ 検温・健康観察を徹底すること。
  - ・ 園児、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合や児童生徒の家族に体調不良者がいる場合には出席停止にするなど、ウイルスを学校に持ち込ませないようにすること。
  - ・ 登校後に体調を崩した場合には、直ちに帰宅させること。
  - ・ 登下校時においても、マスクを着用し、学校からの直行直帰を徹底すること。
- ※ ただし、熱中症が心配される状況においては、登下校中は距離を確保してマスクを外してもよい。

(2) 学習活動におけるマスク着用等の更なる徹底について

- ・ 学習活動を行う際には、原則マスクを着用すること。
- ・ マスクを正しく着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った状態）させること。
- ・ 一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果をもつことについて保護者に適宜情報提供すること。
- ・ 3密を避け、手洗いを徹底するなど、感染防止対策の更なる徹底を図ること。

(3) 換気・保湿について

- ・ 気候上可能な限り、常時換気を徹底すること。
- ・ 換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にすること。
- ・ 換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温変動による健康被害が生じないように、園児、児童生徒等に服装による調節を心がけるよう指導し、柔軟に対応すること。
- ・ 教室の保湿にも適切に対応すること。

(4) 給食指導について

- ・ 手洗い場の密集を避けつつ、石けんによる手洗い、マスクの着用を徹底すること。
- ・ 配膳については、園児、児童生徒が担当するものを限定したり、教職員が中心に行ったりするなど工夫をすること。
- ・ 配膳を行う園児、児童生徒及び教職員は、健康面、衛生面において、給食当番活動が可能であるかを毎日点検すること。
- ・ 教職員を含めて全員が正面を向くなどして、対面にならないように指導を徹底す

ること。

- ・ 給食中の会話は控えるよう指導する。(会話は食事後にマスクを付けてから)
- ・ 配膳室が密にならないように入室人数を制限するなどの工夫を行うこと。

### 3 学習活動の取扱いについて

#### (1) 感染リスクが高い学習活動について

「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、マスクの着用や身体的な距離の確保等、感染症対策を万全に講じながら実施する。以下に例を挙げるような、各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」に特に留意する。

- ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・ 体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・ 上記の活動に限らず、学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動やマスクを外して行う運動など、感染リスクが高いと考えられる活動についても同様に扱うこと。

※ グループワークや話し合い活動については、短時間で行う、付箋やICTを使って考えを交流する等、感染症対策を徹底し、対話的な学びが充実するような工夫を講じること。

#### (2) 体育の授業実施上の留意点

- ・ 可能な限り屋外で実施すること。屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。
- ・ 運動時のマスクの着用は必要ないが、運動を行っていないときはマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用すること。
- ・ 集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数(2～3人程度)での活動(球技におけるパスやシュートなど)を実施する際は十分な距離を空けること。

#### (3) ICTの利活用について

- ・ オンライン学習に向けた対応として、「渋沢 spirit in ふかや GIGA スクール」に係る iPad の家庭への持ち帰りを常態化するとともに、リモート学習を適宜実施すること。
- ・ 感染再拡大の可能性も考え、各学校でリモート授業ができるようにすること。
- ・ 県教委の「ICT教育ガイドライン」の実践事例や「渋沢 spirit in ふかや GIGA スクール ICT活用編 Ver. 1」を参考にしつつ、対話的な学びが充実するようにICTの利活用を図ること。
- ・ 総合教育センターの動画や学校で作成した動画等を活用して、感染防止対策との

両立を図った授業を展開したり、家庭学習の充実を図ったりすること。

- ・ 更なる感染拡大に備え、Teams 等を活用し課題の配布や回収（例えば、家庭で行った調理実習の写真や家庭で練習した演奏の録画等の回収）を定期的に行っておくことも大切である。また、子供が端末を家に持ち帰って活用ができるよう、事前にルール等を整備し、指導することが重要である。

#### (4) 学校行事等について

- ・ 運動会、体育祭等については、感染防止の観点から開催時期、場所や時間、開催方法等について工夫すること。その際、地域の感染状況等を踏まえ、保護者や地域住民などの参加の可否については慎重に判断すること。
- ・ 合唱や吹奏楽等において集団感染の事例が見られることから、実施の可否を慎重に判断すること。
- ・ 多人数の集会活動は必要最小限のものにすること。  
(学年を超えて一堂に集まる事がないように留意する)
- ・ 学校運営上で必須な行事等は、感染状況を見据えつつ、感染防止対策を徹底して行う。(各種説明会、PTA 役員会 等)
- ・ 修学旅行等の宿泊を伴う行事や校外での活動は、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断すること。

## 4 部活動について

### (1) 条件をつけての実施、または一定期間までの中止

#### 【10月1日(金)から15日(金)まで】

- ・ 土日の活動は、登下校による生徒の接触機会の削減の観点から禁止とする。
- ・ 活動日数を週4日以内(平日のみ)とし、活動時間は2時間以内とする。
- ・ 他校種及び他校との練習試合、合同練習は行わない。
- ・ 公式の大会やコンクール等に出場する場合は、大会の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動ができるものとする。

#### 【10月16日(土)以降】

- ・ 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動とする。(土日いずれか1日も可とする。)
- ・ 各地域の感染状況等を慎重に検討し、活動内容や時間等を適切に計画する。
- ・ 深谷市内の学校及び北部地区の学校との練習試合・合同練習は、可とする。ただし、他校種との練習試合・合同練習は、当面の間行わない。

### (2) 活動を行う際には、感染リスクの高い活動を制限するとともに、下記のとおり感染防止対策を徹底すること。

- ・ 健康観察カード等を活用し、活動前の検温や体調を確認すること。
- ・ 活動計画や内容について、管理職をはじめ、外部指導者や保護者と情報共有を行うこと。
- ・ 練習内容について、各中央競技団体及び各連盟からガイドライン等が出されている場合は、遵守すること。
- ・ 万が一、新型コロナウイルス感染者が発生した場合には、適切かつ迅速に対応できるようにしておくこと。

- ・ その他の指導内容等について、学校の設置者が定めている部活動の在り方に関する方針を遵守すること。
- ・ 外部指導者へも感染症対策について周知すること。
- ・ 飛沫感染の可能性の高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は原則として行わない。ただし、公式の大会や発表会にむけて、事故防止の観点からこれらの活動を行う必要がある場合は、感染対策を徹底した上で、最小限の活動とすること。
- ・ 3密（密集、密接、密閉）を回避し、屋内の活動では換気を徹底すること。
- ・ 休憩中や活動後の手洗いを徹底させること。
- ・ タオルの共用はさせないこと。
- ・ 熱中症の恐れがある場合を除き、可能な限りマスクを着用しての活動となるように内容を工夫すること。（指導者は、熱中症の恐れがある場合を除き、マスク着用を必須とする。）
- ・ マスクを正しく着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った状態）させるとともに、十分な距離を確保するなど、感染症対策を徹底すること。
- ・ マスクを外す場面（激しい運動、水分補給、準備、更衣室等）では、飛沫感染リスクが高まることを意識して行動させ、3密回避の徹底を図ること。
- ・ 昼食、休憩、下校時にマスクを外して会話をしたことで感染したと考えられる事例があることから、注意喚起の徹底をすること。
- ・ 部室の使用の制限（原則禁止）や直帰を徹底すること。
- ・ 本人や同居の家族に体調不良がある者は、部活動に参加しないこと。
- ・ 泊を伴う活動については、当面の間行わない。
- ・ 公民館での活動においては、公民館の使用のルールを遵守すること。
- ・ 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わないこと。
- ・ 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、参加しないことを安心して選択できる環境を整えること。（参加を強制することや、練習を欠席した生徒を試合に出さないというような不適切な対応は、厳に慎むこと。）
- ・ 生徒や教職員の感染拡大防止を優先し、出場する大会やコンクール等については、特に慎重に検討すること。

## 5 家庭における感染防止対策について

下記の内容について保護者等に協力を依頼すること。

- ・ 規則正しい生活習慣を徹底すること。
- ・ 発熱等の風邪症状がみられる場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないこと。（健康観察）
- ・ 基本的な感染防止対策を徹底すること。（3密の回避、石けんと流水による手洗い、マスクの着用、適切な換気・保湿）
- ・ 長期休業日についても、不要不急の外出を避け、可能な限り速やかに帰宅すること。外出する場合でも、人数や時間を最小限にすること。
- ・ 園児、児童生徒のみの会食等は自粛すること。

## 6 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について

合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とせず、出席停止とするなど柔軟な取扱いをすること。その際、該当児童生徒に対し、ICTを利活用するなどして学びを保障すること。この場合、該当児童生徒に対し、一定の要件を満たすオンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した「特例の授業」として記録することが可能であること。

## 7 園児、児童生徒の心のケア等について

感染防止対策の対応に伴い、不安やストレスが高まることが懸念される。園児、児童生徒の心のケア、感染者や濃厚接触者に対する差別や偏見、いじめに関する対応、園児、児童生徒虐待への対応については、県教委の「通常登校におけるガイドライン Ver. 3」のP 31～34を参考に対応すること。

## 8 教職員の感染防止対策について

- ・ 教職員自身の日々の健康管理を徹底すること。
- ・ 発熱等の風邪症状がみられる場合は、出勤を自粛すること。
- ・ 検温・健康観察を徹底すること。併せて、発熱等の風邪症状が見られる場合や教職員の家族に体調不良者がいる場合、本人が濃厚接触者となった場合には、特別休暇（交通遮断休暇）の取得により出勤を控えさせるなど、学校での感染リスクの軽減を図ること。
- ・ 出勤後に体調に不安を感じた場合には、直ちに帰宅させること。
- ・ 教職員が急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報交換を図るなど、教職員が休暇を取得しやすい環境や医療機関等を受診しやすい環境を整えること。
- ・ 不要不急の外出や大人数での会食などについては自粛するなど、感染リスクの軽減に努めさせること。
- ・ 自宅においても業務を遂行できるよう、一般業務系への外部接続の環境を構築すること。

## 9 児童生徒のワクチン接種について

- (1) 児童生徒に対するワクチン接種については、接種への正しい理解を促進するとともに、希望する児童生徒が安心して接種を受けることができるよう適切な配慮をすること。
- (2) なお、ワクチン接種はあくまでも任意であり、接種の有無が、偏見や差別につながることはないよう、指導等に留意すること。  
※ 特に中学校3年生については、集団接種を行うことから、ワクチン接種における差別やいじめなどの防止についての指導を繰り返し行うこと。